自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和7年1月1日～令和7年12月31日の類型別事故件数は次のとおりです。

類　　型	令和7年
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0
自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号 又は第三号 に掲げる傷害を生じさせた事故	0
自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号 に掲げる傷害が生じたもの	0
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなつたもの	0
自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条 各号に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0

函館タクシー株式会社